

1. 懲戒処分

Q 1 : 安達元会員に対して退会が命じられましたが、これはどういう処分ですか？

A 1 : 当会を退会するという処分です。退会により弁護士的身分を失いますので、安達元会員は、今後は訴訟手続、債権者との交渉活動、法律相談、その他の法律事務を行うことが禁止されます。

Q 2 : 安達元会員が退会命令を受けた理由は何ですか？

A 2 : 当会の懲戒委員会にて複数の事由を総合的に判断して退会命令との判断がなされました。その中には、非弁護士との提携、依頼者からの預り金の流用及び当会の非弁護士取締役委員会の調査妨害行為も含まれています。

Q 3 : 安達元会員に対する退会の効力はいつから生じるのですか？

A 3 : 懲戒処分の効力は平成30年1月31日から生じます。

2. 弁護士法人

Q 4 : 安達元会員に対して退会が命じられたことにより、安達元会員が代表社員となっている東瀛国際弁護士法人はどうなりますか？

A 4 : 安達元会員は退会命令により東瀛国際弁護士法人の社員から脱退することになり、社員がいなくなった東瀛国際弁護士法人は解散となります。

Q 5 : 東瀛国際弁護士法人は、解散後、どうなるのでしょうか？

A 5 : 東瀛国際弁護士法人は、清算手続に入り、清算が終了するまで清算の目的の範囲内で存続し、裁判所が選任した清算人(弁護士)が清算業務をおこないます。

3. 依頼案件の対応

Q 6 : 安達元会員あるいは東瀛国際弁護士法人に事件を依頼しています。依頼していた事件はどうなるのですか？

A 6 : 平成30年1月31日付けで弁護士たる身分を失いますので、安達元会員への依頼を継続することはできません。安達元会員または東瀛国際弁護士法人に依頼していた案件については、①交渉の相手方や債権者と連絡をとってご自身で対応するか、あるいは②新たに弁護士を選任するかのいずれかの方法をとることとなります。

Q 7 : 安達元会員に預り金を預けています。これは返してもらえるのですか？

A 7 : 申し訳ございませんが、当会は個別の案件についての情報を持っておりません。弁護士による法律相

談をご希望される場合には後記 4 をご覧ください。

Q 8 : 安達元会員に債務整理を依頼して債権者と和解が成立しました。安達元会員名義の銀行口座に月々和解金を支払っていますが、これからはどうすればよいのですか？

A 8 : 債権者との和解が成立しており和解金を月々支払うだけの場合は、ご自分で債権者に連絡して残債務及び月々の支払額をご確認の上、お支払いください。

Q 9 : 当方は債権者です。すでに合意して支払いを待つだけだったのですが、どうすればよいですか。

A 9 : 債務者に直接ご連絡していただき、振込先の指定口座を変更してください。

Q 10 : 安達元会員に支払った和解金で債権者に支払われていないものがあるようです。また、自分が支払った和解金が債権者に支払われているか知りたいのですが、どのように行えばよいのですか？

A 10 : 直接、債権者に対してお問合せください。

Q 11 : 弁護士会で安達元会員の預り金額の確認はしてくれないのですか？

A 11 : 申し訳ございませんが、弁護士会では預り金額の確認に必要な情報を持っておらず確認ができません。

Q 12 : 弁護士会で安達元会員に対し預り金の返金や事件の記録・資料の返還を命じることはできないのですか？

A 12 : 申し訳ございませんが、弁護士会は個々の会員の業務に対して命令を行うことができません。

Q 13 : 安達元会員に預けた金額と債権者から伝えられた金額が異なります。どうすればよいのですか？

A 13 : 債権者と協議することをお勧めします。弁護士による法律相談をご希望される場合には後記 4 をご覧ください。

Q 14 : 安達元会員と交渉中の相手方です。今後、どのような手続きを行えばよいのですか？

A 14 : 今後は債務者と直接あるいは債務者が新たに選任する代理人と交渉していただくようお願いいたします。

4. 弁護士による法律相談

Q 15 : 安達元会員または東瀛国際弁護士法人に依頼していた案件について弁護士会で弁護士を紹介してもらえるのですか？

A 15 : 個別に弁護士を紹介することはできませんが、弁護士への相談を希望される方は、以下へご連絡ください。当会が設立や運営を支援している公設事務所での法律相談（面接）のご案内をいたします。初回

の相談 30 分に限り無料とさせていただきます。

第二東京弁護士会（市民相談窓口受付番号）

03-3581-2256

電話受付時間：月～金 10:00～16:00

* 祝祭日は除きます。

* お電話の際には、必ず「安達元会員の件」とお伝えください。

* 電話による法律相談は行っていません。

Q16：弁護士会で案内されて法律相談をした弁護士に事件を依頼することはできますか？

A16：依頼することはできますが、以下の事項をご了承ください。

- ① 必ず受任するという約束はできません。
- ② 従前の弁護士から事件の内容を引き継いでいるわけではないので、改めて内容を説明して頂く必要があります。

Q17：弁護士会で案内されて法律相談をした弁護士に依頼する場合にも弁護士費用は支払わなければならないのですか？

A17：当会でご案内して法律相談を行った弁護士に事件対応を依頼する場合でも、別途報酬をお支払いいただくことになります。金額及び支払方法については紹介された弁護士とご相談ください。

Q18：弁護士に依頼すべき案件かどうかわかりません。弁護士に依頼した方がよい場合とはどのような場合ですか？

A18：債権者や紛争の相手方との交渉が途中の場合や、和解が成立していたが残債務額が多額で今後到底支払うことができない場合には、弁護士と相談することをお勧めします。

Q19：地方にいて東京まで出かけることができません。地方の弁護士を紹介してもらえるのでしょうか？

A19：日本司法支援センター（法テラス）やお住まいの地域の弁護士会の法律相談センター等にご相談ください。

日本司法支援センター（法テラス）の連絡先（サポートダイヤル）

0570-078-374

お住まいの地域の弁護士会の法律相談センター（ひまわりお悩み110番）

0570-783-110

* お近くの弁護士会の法律相談センターにつながります。

なお、日本司法支援センター（法テラス）や他の弁護士会は当会とは別団体です。本件についての情報は共有しておりませんので、ご注意ください。